

# 嘱託警察犬審査要領

## (捜索救助犬の部)

### 1 受審資格

- (1) 嘴託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘴託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘴託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。
- (5) 捜索救助犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、原則30分以内で出動態勢が可能な場所において飼育管理していること。

### 2 審査順序

- (1) 審査は、捜索救助犬・爆発物捜索犬の科目の順で行う。
- (2) 審査の順番は、当日抽選で決定する。

### 3 審査実施要領

- (1) 現場設定は、指定範囲2箇所（テント及び段ボール箱配置箇所及び雑木林内）に、仮想行方不明者を配置して捜索を行う。
- (2) 指導士は、設定状況を確認できない位置で待機し、係員の指示により犬とともに捜索開始位置（指定範囲の外直近）に移動して、同所から引綱を離し、口頭・動作のみの遠隔指示で捜索を行う。
- (3) 指導士は、警察犬が不明者を発見したポイント（発見場所で「吠える」等の明確なポイント）を示した場合のみ、捜索指定範囲内に入り不明者の存在を確認することができる。
- (4) 捜索の所要時間は捜索範囲1箇所につき5分以内とする。
- (5) 実施犬が、捜索範囲を大きく逸脱した場合は、審査を中止させることができる。
- (6) 不明者発見時における警察犬のポイント動作は、競技実施前に申告するものとする。

### 4 採点方法

捜索意欲、正確度及び告知動作等について採点し、発見した不明者及び爆発物の個数に応じて得点を与える。

得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

### 5 嘴託の合否基準

嘴託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘴託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して決定する。